

2014年5月22日

法人税率 10%引き下げを

- 2030年のGDP、50兆円押し上げ
- 市場開放・生産性改善の突破口に

日本経済研究センター¹

4月から消費税が8%になり、来年10月の10%への引き上げも射程に入る。今、求められるのは、こうした負担増を乗り切るだけでなく、上昇気流に乗り始めた日本経済を後押しし、さらには将来への展望を拓くような大胆な改革だ。日本経済研究センターは、中長期的に日本経済の活力を高める成長戦略の第一歩として、法人税率の10%引き下げを提言する。アジア諸国と同程度に税負担を下げ、海外から多彩なプレーヤーを呼び込む。競争を通じて日本経済の生産性を押し上げていく、その突破口が法人税減税である。

《ポイント》

1. 日本は海外の主要国と比べて、法人税率が高い。税負担の軽い地域に立地しようとする企業を招き入れようと、世界では法人税の引き下げ競争が起きている。このままでは日本は取り残される。低調な対内直接投資がそれを物語る。
2. 海外から資本や人を呼び込み、市場開放を加速する起爆剤として、法人税減税を提言する。当センターが長期予測「グローバル長期予測と日本の3つの未来」で分析した通り、市場開放の度合いが高いほど、生産性が高まり成長につながる。
3. 20年までに実効税率をアジア諸国と同程度の25%まで引き下げる。この場合、30年の実質国内総生産（GDP）は減税のない場合に比べ約8%、50兆円高まる。対内直接投資残高はGDPの3.4%分と、現在の水準に匹敵する増加が見込める。
4. 10%の減税により法人税収は年5兆円減る。消費税を12%まで引き上げ、それを埋め合わせる。成長加速で税収が全般に増えるが、基礎的財政収支は赤字のまま。財政再建のためには、消費税率を10%台後半まで引き上げる必要がある。
5. 税は家計や企業の選択に対し、中立的であることが望ましい。税が選択を歪めると、非効率な分野に労働や資本を誘導し経済成長を阻害する。法人税は雇用や配当、企業の価格設定などに影響を及ぼし、成長を押し下げる度合いが大きい。
6. 現在の地方法人税は、儲けた企業からとるという応能課税の色彩が濃い。地域での公共サービスの対価を負担する応益課税的な部分は残した上で、所得に連動する部分は縮小すべきだ。代わりに、居住とそれに伴う受益との関係が密接な土地への固定資産税を拡大するのが望ましい。
7. 研究開発促進税制は、人材育成やブランド構築などへの支出が対象外になっている。こうした知識資本への投資、社外の事業者と連携するオープン・イノベーションなど企業の多様な努力を促すよう、対象範囲を見直すべきだ。

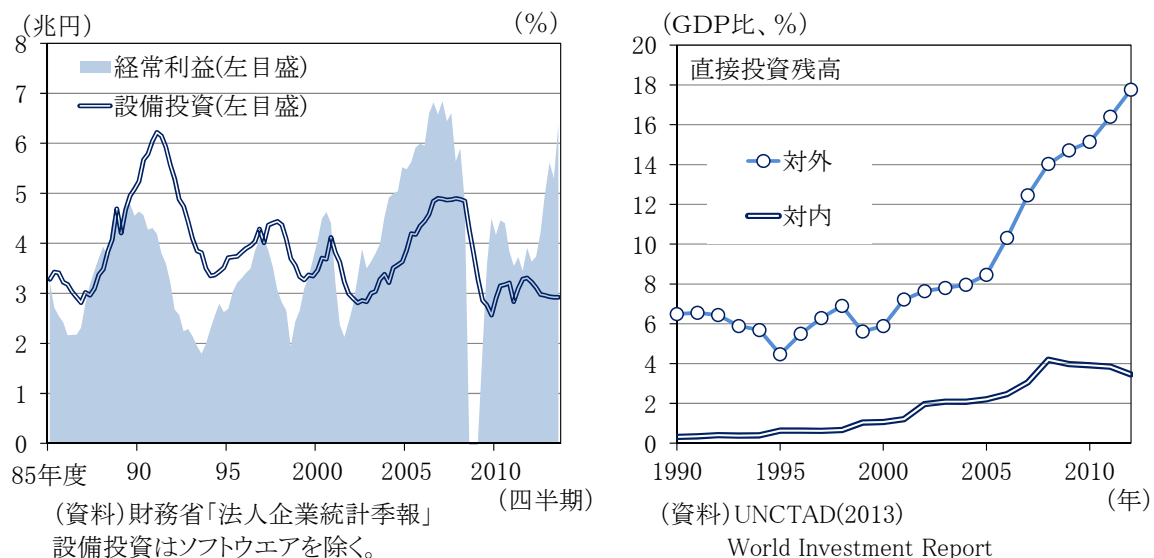
¹ 本提言は岩田一政理事長を中心にとりまとめ、猿山純夫首席研究員らで執筆した。

1. 取り残される日本——世界では法人税引き下げ競争

2014年3月期決算では最高益を更新する企業が相次ぐなど、企業収益は高水準に達している。それに比べて投資は低調だ（図表1）。足元の国内投資は減価償却を下回るか同程度にとどまっている。これが続けば、生産力が縮小する水準だ。一方で、対外直接投資は、頭打ちの対内投資を尻目にどんどん増えている（同右）。

「内向きは萎縮、外向きは旺盛」の一因になっているのが、日本の法人税の高さだ。海外企業や投資家は、しばしば人口減と並んで法人税率の高さを日本市場の制約要因として挙げる。日本に進出している外資系企業は、人件費と並んで税負担の高さをビジネスコストの阻害要因と感じている（図表2）

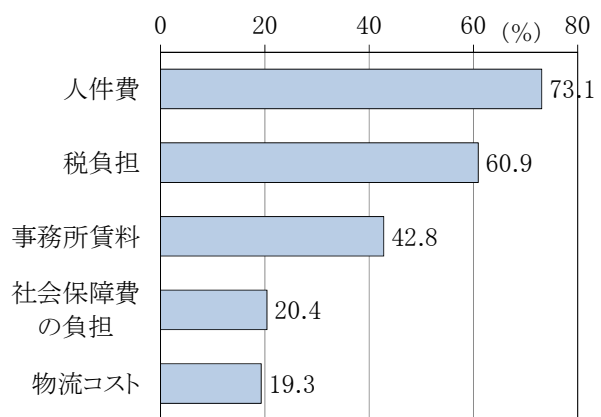
図表1 内向きは萎縮、外向きは旺盛



海外では、法人税率の引き下げが進んでいる（図表3）。企業を自国内に引き止めたいとの狙いがあるからだ。資本が国境を越え自由に移動する現在、企業は税引き後の利益でみて最も利益率の高いところに投資を行う。企業が流出すれば結局、雇用機会が失われる。

法人税の実効（表面）税率は2013年には、経済協力開発機構（OECD）加盟国平均で25.3%、アジア平均で22.5%まで低下している。これに対し、日本は35.6%（2014年、東京都の場合）と世界の流れから取り残されている。米国の税率は40%と日本より高いが、国内総生産

図表2 日本のビジネスコストにおける阻害要因

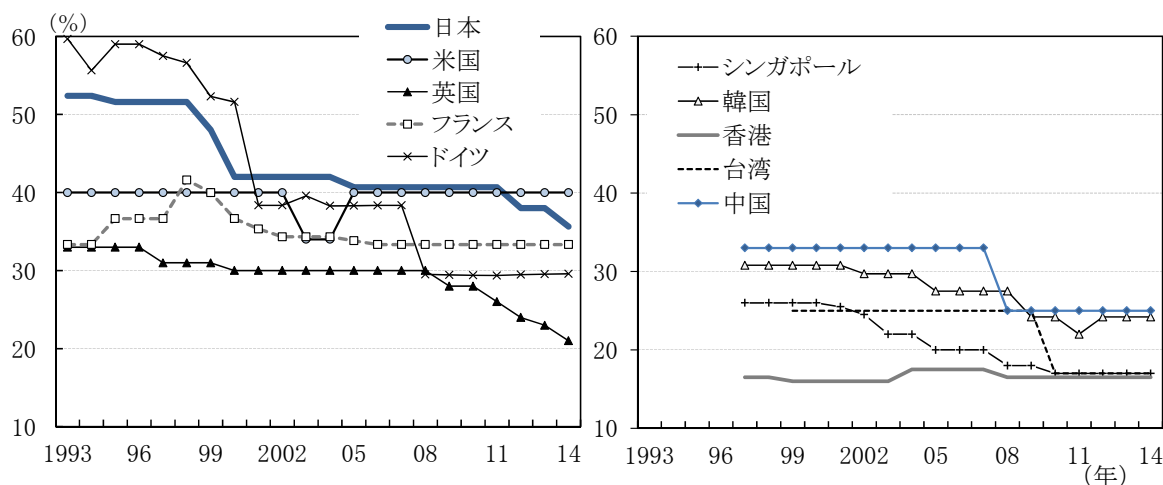


(資料)経済産業省「外資系企業動向調査」2012年(2011年実績)調査。3つまでの複数回答。

(GDP) に対する法人税収の比率では 2.5% (05~12 年の平均) と日本の同 3.8% を下回る²。

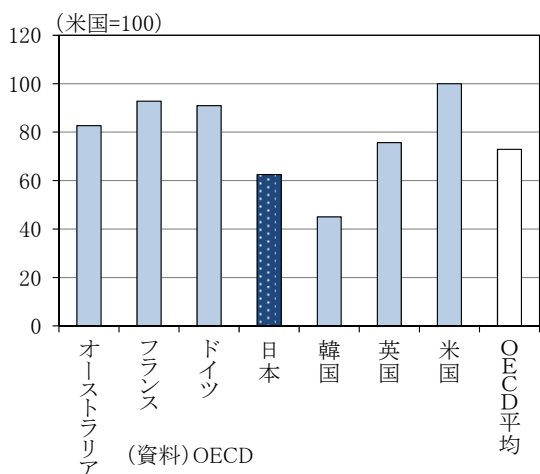
アジアにおける日本の競争相手と比較し、相対的に高い法人税率のままでは、直接投資を呼び込むどころか、国内からの投資の流出を止められない。企業の立地選択でアジア諸国と互角に戦えるよう、日本の法人税率を思い切って引き下げるべきだ。法人税の引き下げは race to the bottom (底辺への競争) とも言われ、さらに加速することも十分考えられる。数%の引き下げでは、日本の劣位は覆せない。

図表3 主要国の法人実効(表面)税率



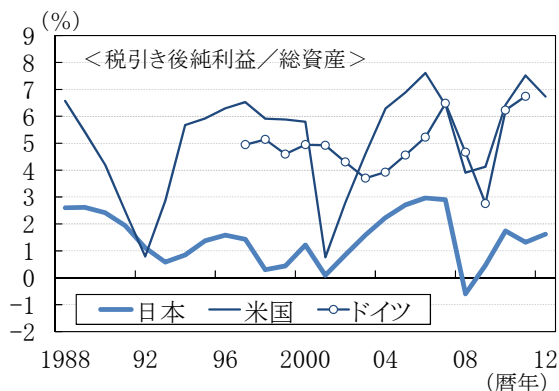
(資料) KPMG, Corporate and Indirect Tax Survey

図表4 主要国の労働生産性



(資料) OECD

図表5 日米独製造業のROA



(注) 日本は年度。
(資料) 財務省『法人企業統計』、米商務省、ドイツ連邦銀行

² Markle and Shackelford(2011)は82カ国、11600社の財務データを基に、業種や規模、種別(国内企業か多国籍企業か)などの要因を調整して国際比較すると、実効的な税負担は税引き前利益に対し、2005年から09年の平均で、日本が31%、米国が23%、英国が20%、ドイツ、フランスが19%(いずれも多国籍企業の場合)と報告している。

2. 市場開放の起爆剤に

法人税率を下げ、海外から直接投資を呼び込むことには、別の意味がある。生産性向上への期待だ。日本は、今年OECD加盟50周年を迎えたが、労働生産性は主要国に劣り（図表4）。資本生産性も米独を大きく下回っている（図表5）³。

低生産性の原因の1つとして当センターが指摘してきたのが、市場開放の遅れだ。当センターの長期予測（日経センター、2014a）では、様々な革新を呼び込み経済成長を促す要因として各国の「制度要因」に注目した。5つの制度要因（政治の安定性、市場開放度、ジェンダーギャップ、起業しやすさ、労働市場の自由度）のうち、日本の立ち後れが目立ち、今後改善する余地が最も大きいのが市場開放度だ。同開放度は米ヘリテージ財団が、各種の市場開放の度合いを「貿易」「投資」「金融」の各側面から数値化した指標だ（図表6）。

開放度と1人当たりGDPの関係をみると（図表7）、①両者には明確な正の関係②日本の市場開放度が他の先進国と比べて低い——の2点が分かる。

市場の閉鎖性は、国内における競争を弱め、産業の活性化を阻害する。日本は「投資」や「金融」の分野で政府による規制や関与が残っており、海外からの新規参入を促す条件が十分整っていない。長期予測で指摘したように、過去には電力会社の株式を海外の投資家が買い増そうとしたときに政府が阻止した事例や、企業救済でも、「重要なハイテク技術を持つ」などの理由から政府が支援に乗り出し、買収を仕掛けた外資を結果的に排除した事例があった。日本は外国からの投資を歓迎していない国と見なされている可能性が大きい。

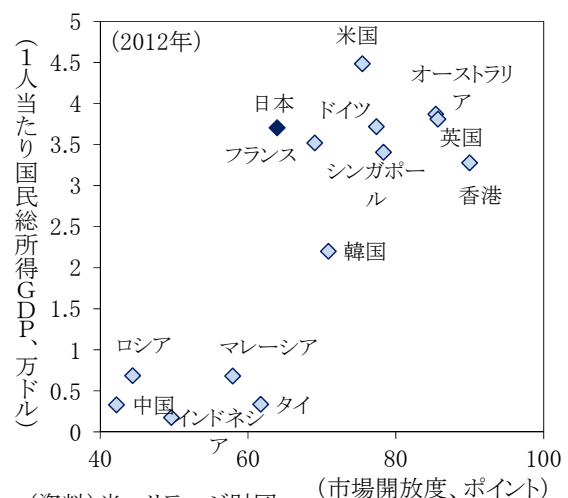
日本が比較優位を持つといわれる自動車産業でも、日産自動車のように外資の導入により業績を立て直した例がある。日本企業は従業員・系列企業を含めて長期的な関係を築き、すり合わせを通じて、品質を高

図表6 市場開放度の評価項目

貿易自由度
①関税の高さ
②非関税障壁
投資自由度
①対外投資の事前規制や選別
②対内投資の透明性や事務の煩雑さ
③土地の保有規制
④投資分野の規制
⑤正当な対価のない国家収用
⑥外為取引の規制
⑦資本取引の規制
金融自由度
①金融取引の規制
②銀行や金融サービスへの政府介入
③金融・資本市場の発展度合い
④信用供与に関する政府の介入度合い
⑤海外との競争

（資料）米ヘリテージ財団。市場開放度は貿易、投資、金融3自由度の平均値。

図表7 市場開放度と1人当たり所得



（資料）米ヘリテージ財団。世界銀行World Development Indicators。

³ 詳細は、日経センター(2014b)を参照。

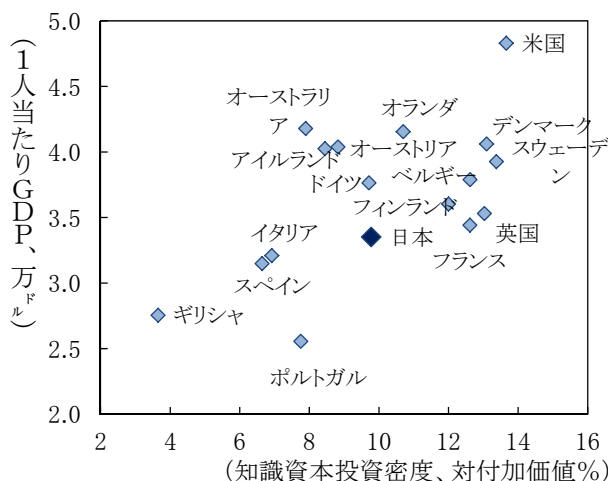
めることは得意だ。半面、その事業モデルが行き詰まった時、大胆な取捨選択や事業の転換がなかなかできない。政府の政策も競争促進よりは現状を固定する保護に偏りがちだ。海外からのM&A（買収や合併）など対内直接投資を招き入れることは、企業統治などの見直しを通じて、停滞を打破するきっかけになり得る。

市場開放度の低さは、ブランド構築や販売・調達網整備など知識資本投資における我が国の相対的な低さとしても現れている

（図表8）。日本人の発想だけでは、もはや立ち行かなくなりつつある。物的資本の生産性が課題となっているときに、設備投資を促進する投資減税を行うよりは、知識資本投資も活性化させる法人減税のほうが望ましい。

アジア諸国と同程度に法人税負担を下げ、海外から多彩なプレーヤーを呼び込む。競争を通じて日本経済の生産性を押し上げていく、その突破口として法人税率の10%引き下げを提言する。

図表8 知識資本密度と1人当たり所得

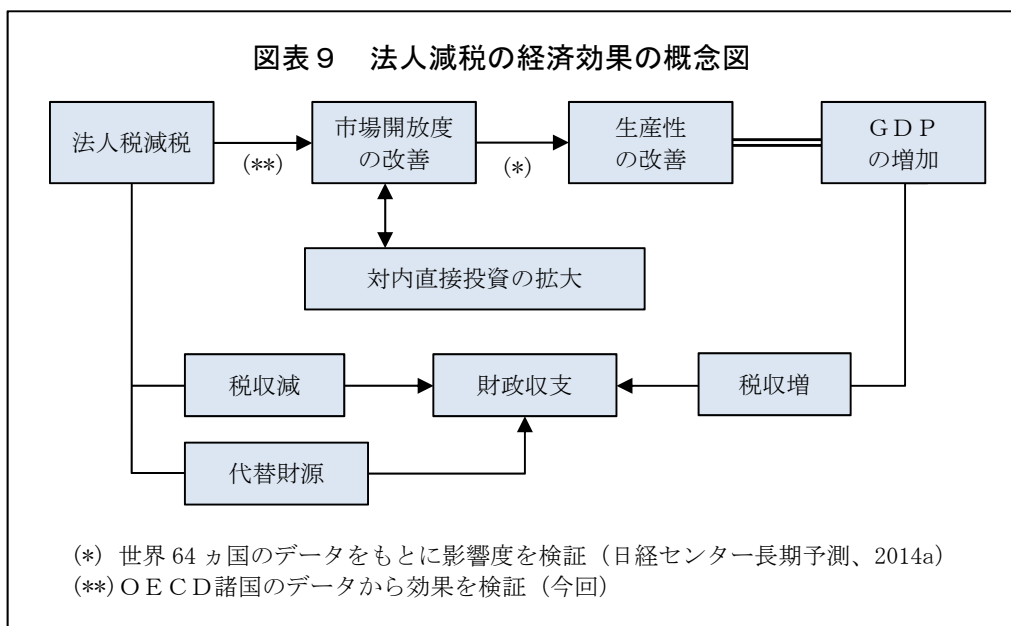


(注)2011年時点。
(資料)OECD(2013) Supporting Investment in Knowledge Capital, Growth and Innovation

3. 法人税減税の経済効果

(1) 市場開放度を有意に引き上げ

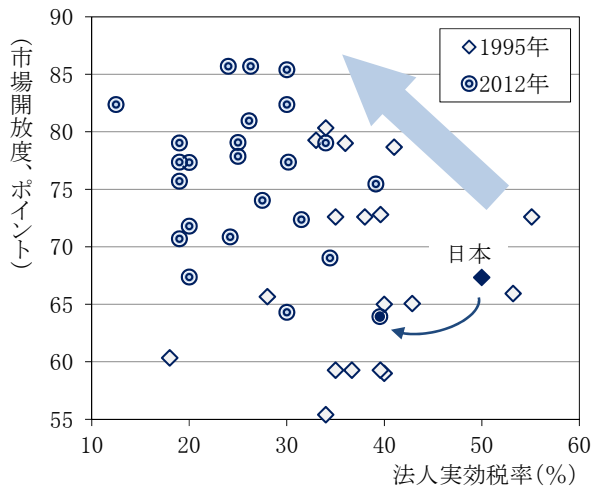
法人税減税はどんな経済効果を持つのか、図表9の概念図に沿って検証する。



まず、法人税減税が市場開放度に与える効果を計測する。市場開放度は法人税率を直接の評価対象としていないが、法人税率を引き下げるほど、対内投資を促すなどして市場開

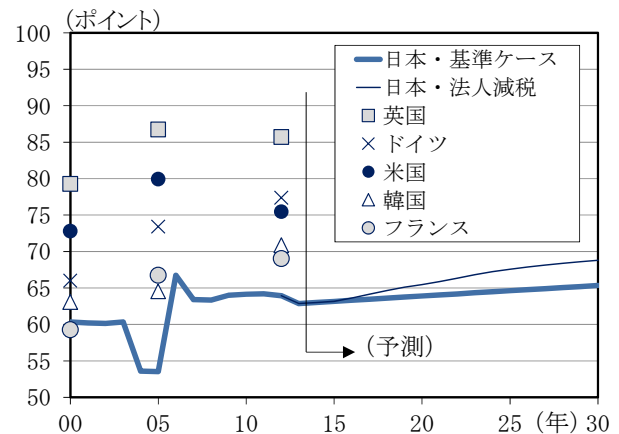
放が進むと考えられる。OECD諸国の1995年から2012年にかけての変化をみると、法人税率が高く開放度が低い状態から、足元では税率が低く開放度が高い状態へと変化しているのがわかる(図表10)。これをもとに推計すると、20年までに法人税率を10%引き下げた場合、図表11に示すとおり開放度が高まる。基準ケースは日経センター(2014a)の長期予測で想定したシナリオで、従来の平均的なトレンドにしたがって、開放度が改善するとした見通しである。

図表10 法人税率と開放度の関係



(資料) 米ヘリテージ財団、OECD Tax Database。
1995年からデータがとれるOECD31カ国が対象。

図表11 市場開放度のシナリオ



(資料) 米ヘリテージ財団公表値を基に日経センター作成
(注) 基準ケースは日経センターの長期予測(2014a)で想定したシナリオで、これまでの平均的なトレンドで開放度が改善することを見込んだケース(停滞シナリオ)。

(2) 分析シナリオ

以下では、法人税率引き下げと開放度の改善効果が、経済・財政にどのような影響を及ぼすかを試算する。想定したシナリオは以下のとおりである。

① 基準ケース

実際の分析期間が向こう10から15年と日経センター中期予測(2014b)と重なるため、同予測に準拠。ただし、消費税率の引き上げは、ひとまず2015年10月の10%までとした。同想定に合うよう、GDPのパスを調整した。

② 法人税減税

15年と20年に実効税率を5%強ずつ、25%に引き下げる⁴。
これに合わせて開放度が高まり生産性とGDPが増える。

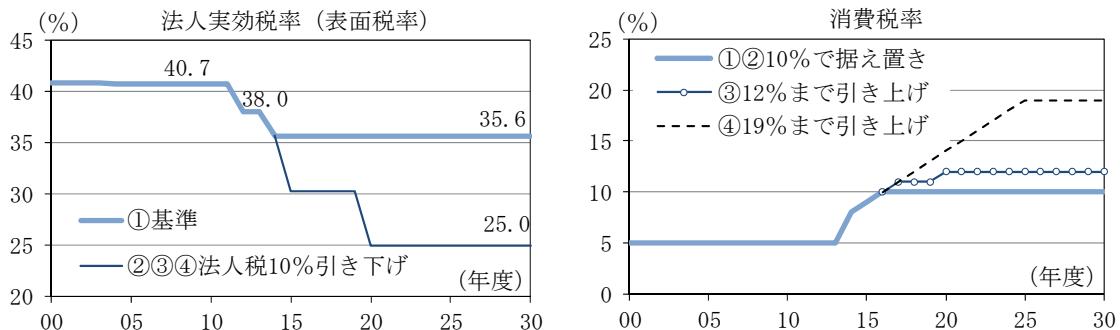
③ 法人税減税+消費税12%まで引き上げ

②に加えて、法人減税による減収分を補うため、消費税率を17年度に1%、20年度に1%引き上げ、12%とする。本試算の基準ケースでは、法人税率10%引き下げは法人税収約5兆円(税率1%当たり5000億円)に相当し、消費税率2%は5.7兆円の消費税収に相当している。

⁴ 本試算は具体的な制度設計を目的としたものではないが、地方の法人課税縮小による実効税率引き下げを念頭に置いている。後述のとおり、国際的にみて日本は地方の法人税が重い。特に、法人二税(法人住民税・同事業税)のうち、地域での公共サービスの受益と関連が薄く、所得(収益)に応じて負担を求める部分(法人二税の法人税割や所得割)を縮小すべきと考えている。

- ④ 法人税減税+消費税 19%まで引き上げ
- ②に加え、基礎的財政収支の黒字化が見込めるよう、消費税を 17 年度以降毎年 1 % ずつ、19%まで引き上げる。

図表 12 法人実効税率と消費税率の想定



(3) GDPへの効果——成長率が0.5%加速

GDPへの効果は、長期予測（日経センター、2014a）で用いた枠組みで分析した。過去の世界 64 カ国のデータを基に、市場開放度をはじめとした制度条件を改善するほど生産性と GDP（所得水準）が高まるという成長理論の考え方にしている⁵。設備投資などの需要が増え GDP が増えるというのではなく、いわば経済の体質そのものが制度条件によって変わっていくという考え方に立っている。

結果は図表 13 のとおりである。法人税減税のみを実施するケース②では、法人減税を起点とする開放度向上により、実質 GDP 成長率は 30 年までの 16 年間で 0.5%ポイント高まる。GDP の規模は減税のない場合に比べて 2020 年で 20 兆円（3.5%）、2030 年で 50 兆円（8.1%）高まる。

図表 13 GDPへの効果

(年度)	実質 GDP (兆円)			年平均伸び率 (%)					
	2010	2020	2030	2010 ~14	2014 ~20	2020 ~25	2025 ~30	2014 ~25	2014 ~30
①基準ケース	512	572	619	0.9	1.2	0.9	0.7	1.1	0.9
②法人税10%引き下げ		592 (3.5)	669 (8.1)		1.8	1.5	1.0	1.7	1.4
③ ②+ 消費税12%まで引き上げ		587 (2.5)	664 (7.3)		1.6	1.4	1.0	1.6	1.4
④ ②+ 消費税19%まで引き上げ		582 (1.8)	647 (4.5)		1.5	1.3	0.8	1.4	1.2

(注) 実質 GDP は 2005 年基準。下段の () 内は基準ケース比の押し上げ率%。

消費税の追加引き上げで減収分を補うケース③でも、GDP は 2020 年で 15 兆円（2.5%）、2030 年で 45 兆円（7.3%）高まる。消費税増税に伴う GDP 抑制効果は長期予測の手法では計測できないため、中期マクロ計量モデルの計測値を用いた。

⁵ 市場開放度は各国の生産性と密接な関係がある。詳しくは日経センター（2014a）の 1 章を参照。

消費税を19%まで引き上げる④でも、増税の需要抑制効果を法人税減税の押し上げ効果が上回り、GDPは2020年で10兆円(1.8%)、2030年で18兆円(4.5%)高まる。

この結果は、他の試算と比べてどのように評価できるだろうか。海外の研究では、Lee and Gordon(2005)が、1970年から1997年までの70カ国のデータを用いた計測で、10%の税率引き下げは1人当たりGDP成長率を年1.1~1.8%引き上げると分析している。成長率を税率のほか、教育水準や制度要因(開放度や政治的安定度)に回帰しており、法人税と成長率の関係を直接推計する手法を採用している。また、OECDのレポート「税と経済成長」(Johansson et al., 2008)は、企業データを用いた分析から、法人税率35%から30%への引き下げ(5%の引き下げ)で、平均的な企業のTFP(全要素生産性)伸び率が0.4%高まると報告している。これらと比較すると、本試算の成長率が年0.5%高まるという結果は、決して大き過ぎるとは言えない。

また、経済産業省は、10%の税率引き下げで向こう3年から5年の間に、GDPが少なくとも7兆円増えるとの試算を行っている。これは、企業に海外移転・国内回帰の意向を尋ねたアンケート結果をベースにしている。「法人税率が国際水準まで引き下げられた場合に国内回帰する」と答えた企業の売上高や投資額などを、GDPに換算したものだ。さらに、「法人税率が高止まりした場合には海外移転する」という現状維持の負の効果を17兆と算出し、プラス7兆円との差額24兆円を法人税減税の効果とみることもできている。7兆円が5年間で実現すれば、年平均成長率は0.3%高まり、24兆円であれば0.9%高まる計算になる。

(4) 財政への効果——税収増えるも黒字化は遠く

GDP効果を、財政モデルに投影して試算する。試算に用いた財政モデル(日経センター、2014a)は、GDPや税率を外生変数(前提上演)として与え、税収や財政収支を導く部分均衡型モデルである。物価も外生であるため、実質GDPと名目GDPは比例的に変化するようになっている。GDPの増減に連動し、税収や政府支出が増減する⁶。

結果が図表14である。①の基準ケースでは、基礎的財政収支(プライマリー・バランス、PB)はGDPの3%程度の赤字が続き、公債等残高はGDPの200%を超え、膨張を続ける。

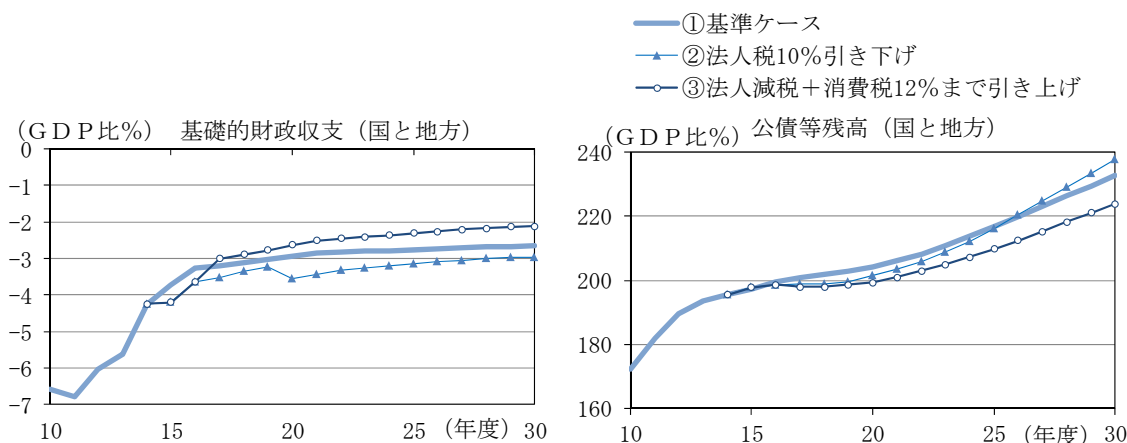
⁶ 具体的な想定は以下のとおり。

- (1) 課税ベース(雇用者報酬、法人所得)は名目GDP(間接税除く)の一定比率
=名目成長率と同率で伸びる
- (2) GDP弾性値(名目GDPが1%増えた時の、該当項目の増加率)は、
 - ・ 直接税は1.2
 - ・ その他の税(消費税など)は1
 - ・ 政府投資・消費は0.5
 - ・ 医療費は1人当たり(65歳以上1人を4.3人と換算)のGDP弾性値が0.96
 - ・ 介護費の伸び率は、75歳以上人口と1人当たり雇用者報酬の伸び率の和
- (3) 基礎年金の国庫負担は5割のままとする

②の法人税減税では、PBは基準ケース①よりも悪化する。これは、税収が伸びるものの、GDPの増加に伴い公共投資や社会保障などの支出が連動して増えるためである。公債等残高のGDP比率は、当初GDPの増加により分母が大きくなり、基準ケースよりも低位で推移するが、PBの赤字効果から結局、基準ケースよりも悪化する。

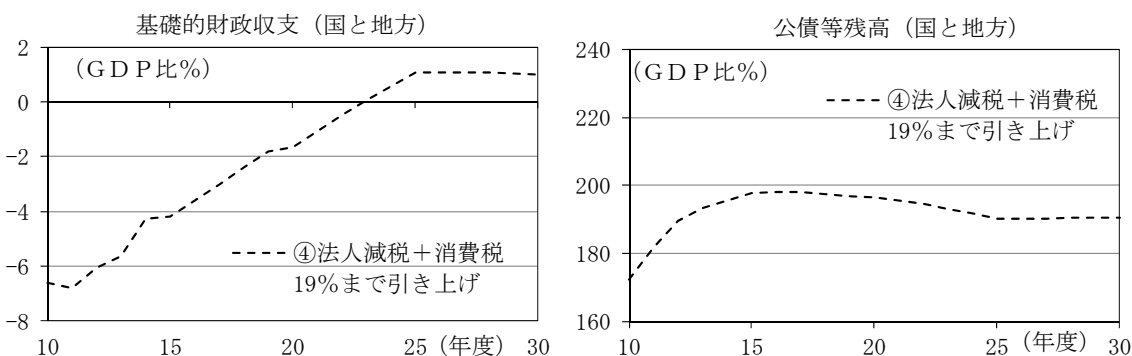
消費税を12%まで引き上げるケース③はどうか。同ケースでは、GDPがやや抑制されるものの、消費税収が増えるため赤字が徐々に縮小に向かい、公債等残高の増加も3ケースの中では最も小幅になる。しかし、政府が目標とする2020年のPB黒字化は達成できない。政府債務もGDP比で安定せず、一層の消費税引き上げが必要になる。

図表 14 財政への影響



消費税を19%まで引き上げると（ケース④）、PBは2025年前後から黒字化し、政府債務もGDPの200%程度で安定する（図表15）。

図表 15 財政安定には消費税19%が必要



法人税率を引き下げ、開放度を高めた場合、対内直接投資も増える。開放度と対内投資の相関関係を計測した上で、10%の法人減税を織り込むと、対内直接投資残高は2030年までにGDP比で3.4%増と、現在の水準（前掲図表1右）に匹敵する量が増えるとの結果になる⁷。

⁷ 実証分析については、文末の《参考》を参照。

BOX 法人税のパラドックスは起きるか

法人税減税を実施すると、経済成長が加速し、税収はかえって減税のない場合よりも増える――2000年以降の欧州ではそんな「法人税のパラドックス」がみられた国があった。今回の試算ではどうだろうか。

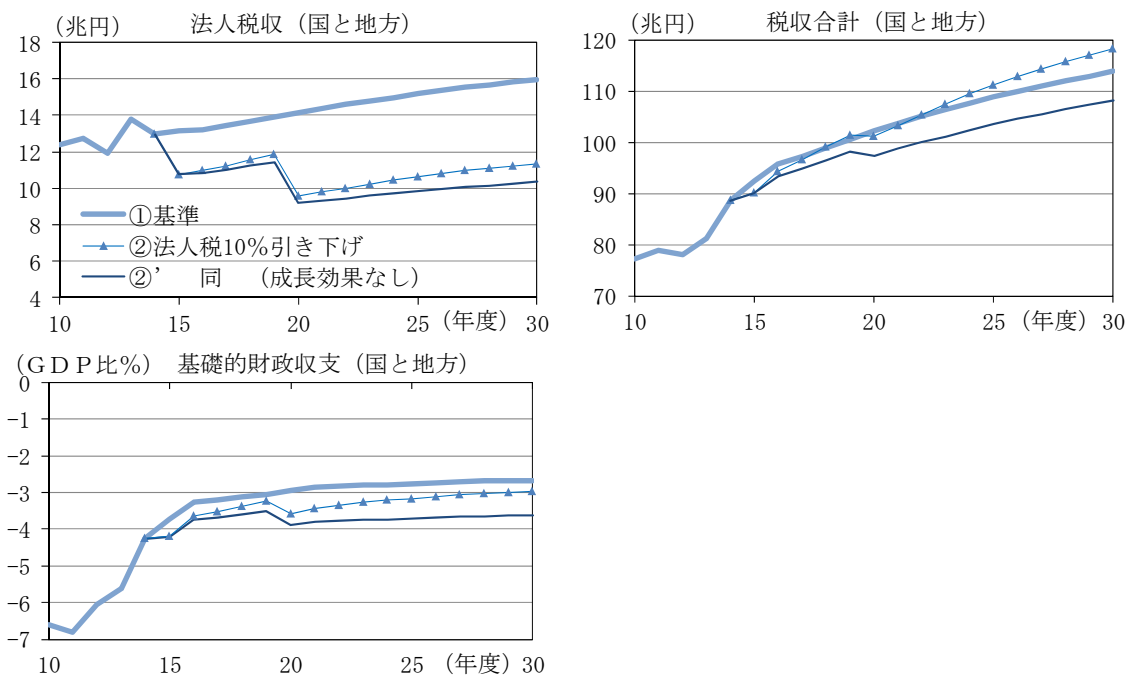
図表16で確認しよう。ケース②'として、法人税率を②と同様に10%下げるが、GDP効果を加味しない場合を追加した。単に税率の引き下げが法人税収を減少させる効果のみを抽出したケースだ。法人税収、税収合計とも基準ケース比で約5兆円減少する。

開放度改善によるGDP効果を、税収や支出全般にも反映させた②と比較すると、

- (1) 法人税収は成長効果がある②でも、基準ケースを大きく下回る。
- (2) 税収合計は、②では基準ケースを途中から上回るようになる。法人税以外の所得税や消費税などが、GDPに連動して増えるためだ。
- (3) ただし、②の基礎的財政収支は基準ケース①よりも悪化する。これは、GDPの増加に伴い、公共投資や社会保障などの支出が連動して増えるためである⁸。

減税により税収がかえって増加するという、いわゆる「法人税のパラドックス」は、本試算においては、法人税収に限定すると起きないが、税収全体では成立するとも言える。ただし、一般にGDPの増加に伴い歳出増加圧力が高まるため収支は改善せず、減税すれば財政は好転するという楽観的見通しを持つのは危険と言える。

図表16 経済成長の財政への影響



⁸ 本試算は、税率引き下げにあわせた課税ベースの拡大を想定しておらず、税収や歳出について脚注6のような想定を置いた試算であることには留意が必要である。

4. 代替財源、まずは消費税——中長期的に土地課税の拡充を

経済効果の試算にあたっては、法人税を減税する代わりに消費税を引き上げるものとした。代替財源を考えるにあたっては、改めて、税に関する基本的な考え方を整理しておくことが重要だ。

(1) 成長促進的な税体系を

第1は、税はできるだけ家計や企業の選択に対し、中立的であることが望ましいという点である。税が選択を歪めると、非効率な分野に労働や資本を誘導し経済成長を阻害する。税は効率性を高めることを主眼とし、結果として生じるかもしれない格差に対しては、社会保障で対応するのが望ましい。再分配は税の主な役割ではないと考えるべきだ。

第2は、第1の観点に立つと、法人税は企業の雇用、賃金、配当を抑制したり、価格設定を引き上げるなどの形で転嫁されるため、経済活動を阻害する度合いが大きいということである。それは実証研究でも確認されている。Arnold(2008)はOECD21カ国のデータを基に、税の構成により1人当たりGDPの伸び率がどのように変わるかを推計した。それによると、経済成長に対しては、法人税、個人所得税、消費税、財産税(固定資産税)の順で悪影響がある。法人税と個人所得税が負の影響を持つのは、家計の労働供給や企業の投資活動、立地などを左右しやすいためだ。逆に、財産税、特に土地に対する固定資産税は、課税ベースに可動性がないため、経済活動を歪める心配が少ない。消費税も法人税と個人所得税に比べて、成長促進的だ。

法人税はグローバル化への対応という観点からも軽減するのが世界の流れになっている。高い収益が得られる地域へと移動する資本に対して重い税を課せば、税の軽い地域へと流出してしまう。個人所得税のうち、資本からの所得である利子や配当などに関して、低率で分離課税するのも同じ発想だ。勤労所得には累進課税を適用し、金融・資本所得は比例税を課すという、いわゆる「二元的所得税」を採用する国が北欧や欧州で増えている(森信、2009)。

(2) 法人地方税を縮小し、消費税や固定資産税を拡充

第3に、以上を踏まえると、法人税を軽減して、消費税や固定資産税を拡充していくのが日本の税制改革の方向性になる。日本は国際的に見て、地方の法人税が重いという点で異例だ。法人住民税と法人事業税という、いわゆる法人二税がこれに該当する。

地方税は地域での公共サービスの対価を負担する応益課税の性格を持つのが理想だが、現在の法人二税は、企業の所得やそれに課税する国の法人税額と連動している部分が多く、儲かった企業に負担を求める応能課税の色彩が濃い(図表17)。取りやすいところから取っているとさえ、住民に痛税感がなく自治体の自己決定と自己責任の醸成を阻害しているとの指摘もある(佐藤、2009)。企業誘致のため、裁量的に税率を下げる場合も見受けられ、かえって企業に非効率な立地を促す恐れもある。法人二税のうち応益課税になっている部分は残し(図表17の網掛け部)、所得に連動する応能課税は廃止も念頭に縮小を図

るのが望ましい。現在の実効税率 35.6%のうち、地方税が 11.9%を占めているため、まずは法人住民税のうちの法人税割、法人事業税のうちの所得割などの縮小により、実効税率を 25%まで引き下げるべきだ。

同時に、中長期的には土地に対する固定資産税を拡充すべきだ。法人二税に比べて、地域ごとの税収の偏りは小さく、地方の安定財源として有力だ（図表 18）。固定資産税については、小規模宅地や農地などの用途ごとに、多くの裁量的な軽減措置が設けられている。固定資産税が理想的に機能するためには、適切な時価評価を基に税額を算定することも必要になる。固定資産税の裁量的な運用や土地の評価額を見直していくことが課題になる。消費税も地域間の格差が少ないため、地方法人税から消費税、固定資産税への税源移動は、税収の地域格差の縮小をもたらす。

図表 17 現在の地方法人課税
(網掛けは応益課税に近い部分)

		課税ベース	税収 (兆円)	
法人住民税	法人税割	法人税額	2.2	2.7
	均等割	資本金と従業員数	0.5	
法人事業税	所得割		所得	3.8
	外形標準課税	付加価値割	付加価値額	0.4
		資本割	資本金	0.2
	その他 (電気ガス保険の収入に課税)			0.4

(資料) 政府税調への総務省提出資料 (2014年3月12日) から日経センター作成。税収は14年度見込み。外形標準課税は資本金1億円超の法人が対象。

図表 18 地方税収の偏在度 (県別の構成比、2012年度決算額) (%)

	地方税計	個人住民税	地方法人二税	地方消費税 (清算後)	固定資産税	人口 2013年3月	GDP 2010年度
東京	16.9	16.3	25.3	14.2	16.2	10.2	18.4
大阪	7.2	6.6	8.4	7.4	7.3	6.9	7.3
愛知	6.7	6.6	6.9	6.2	6.8	5.8	6.4
その他	69.2	70.4	59.4	72.2	69.6	77.0	67.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

政府税調への総務省提出資料 (2014年3月12日) における人口1人当たり格差のデータなどより日経センター作成

(3) 研究開発税制は対象拡大を

法人税率の引き下げにあわせ、課税ベースの拡大を図ることは可能だろうか。欧州諸国では法人税減税とともに課税ベースを拡大、それが税収の増加につながった。

一つの案が、企業収益が増えても税収が増えにくい要因となっている繰越欠損金の見直しだ。同制度による減収額は財務省の推計で 2.3 兆円に及ぶ (図表 19)。しかし、繰越可

能年数などをみると、日本は海外に比べて限定的であり、企業の活動環境を海外並みに整備するという点からみると、縮減には動きにくい。

図表 19 法人税（国税）と特例などによる減収額（2012 年度、兆円）

法人税額	10.4
特別措置などによる減収分(以下の合計値)	5.8～5.9
欠損金の繰越控除	2.3
租税特別措置による軽減	1.0
受取配当等の益金不算入	1.4
海外子会社配当の益金不算入	0.6
その他	0.6
税引前当期利益（租特なかりし場合）に法人税率を乗じた推計額	16.2 程度

政府税調への財務省提出資料（2014 年 3 月 12 日）より日経センター作成。

設備の減価償却については、実際の使用年数より短い法定耐用年数のもと、さらに加速償却が可能な規定となっており、法定耐用年数を経済的な減耗率に合わせるべきであるという意見もある。しかし 2007 年度の税制改正において、欧米や韓国との競争条件をそろえるため 40 年ぶりに大改正し、有形固定資産の 100% 償却を可能にし、一部の固定資産の償却期間の短縮を図った経緯がある。法人税率を国際水準に引き下げるための財源として減価償却制度を改正するのは、趣旨に合わないと考えられる。

租税特別措置の 1 つとして認められている研究開発促進税制は見直しの必要がある。同税制は対象が自社内での投資的な費用計上に限定されており、人材育成やブランド構築、マーケティングへの支出などが対象とならない。こうした知識資本への投資や社外のプレーヤーと連携し優れた知恵、仕組みを導入するオープン・イノベーションなど、企業が生産性を高める選択肢を幅広く支援できるよう、対象範囲の拡充を図るべきだ。

法人減税を市場開放の起爆剤をして位置づけ、消費増税による財政再建と組み合わせれば、成長と財政再建の両立を図ることが可能だ。市場開放は、法人減税だけで実現できるわけではない。現在交渉中の環太平洋経済連携協定（TPP）の妥結は、今後の経済統合に弾みをつける上でも重要であり、市場開放を推進する上で欠かすことが出来ない。国家戦略特区を活用し、外資の誘致や外国人の招き入れを積極的に行うなど、対内直接投資の拡大を目指した政策の展開も同時に進めることで、法人税減税の成長促進効果がより発揮されるはずだ。

《参考》法人税率、開放度、対内直接投資の計量分析

法人税率の引き下げによって市場開放度がどの程度高まるのか、以下の計量分析によって推計した。OECD諸国の1995年から2012年までのデータを基に、開放度を被説明変数、法人実効税率を説明変数に用いて推計すると図表20のような結果が得られる。法人税率の引き下げは、遅れを伴いながら有意に開放度を引き上げる。ここでは、法人税率のほか、開放度を規定する要因として人口に占める外国人比率も加えた(2)式を採用する。同式によると、10%の法人税率引き下げで、長期的には3%余り開放度が改善する⁹。

開放度と対内投資の相関関係を計測したのが図表21である。これについても投資を呼び込むには、人のグローバル化も必要であると考えられるため、外国人比率を加えた(2)を用いる。この場合、10%の法人減税により、対内直接投資残高は2030年までにGDP比で3.4%高まるとの結果になる。

図表20 法人税率が開放度に与える影響

被説明変数	(1)	(2)
市場開放度		
被説明変数の1期ラグ	0.818*** (0.034)	0.734*** (0.044)
法人税率	-0.100* (0.055)	-0.089** (0.040)
外国人比率(1期前)		0.175* (0.103)
N数	485	341
国数	31	26
カイ2乗統計量	711.6	314.3

(注1) ()内は標準誤差。

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

(注2) OECD諸国、1995年～2012年のデータ。

(注3) 市場開放度は「貿易」を除いた「投資」と「金融」の平均値。法人税率は実効(表面)税率で3期前から1期前までの平均。このほか定数項がある。

(注4) 各項の階差と水準を連立(システム)推計するGMM(一般化モーメント法)を利用。

図表21 開放度と対内投資の関係

被説明変数	(1)	(2)
対内直接投資(GDP比%)		
市場開放度(1期前)	0.922*** (0.114)	0.975*** (0.159)
外国人比率(1期前)		3.775*** (0.655)
N数	550	349
決定係数	0.111	0.217
国数	31	27

(注1) ()内は標準誤差。

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

(注2) OECD諸国、1995年～2012年のデータ。

(注3) 市場開放度は「貿易」を除いた「投資」と「金融」の平均値。このほか定数項がある。

(注4) 固定効果による推計。

⁹ 開放度と法人税率の間には、開放度が高まるほど政策当局は法人税率引き下げを選択するという逆向きの因果関係も想定できる。上記の推計では、法人税率の過去の値を開放度推計の操作変数として用いるという手法をとることで、政策→開放度の影響を抽出している。

《参考文献》

- 佐藤主光（2009）「地方分権改革と地方税のあり方」、土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社所収
- 日本経済研究センター（2014a）『グローバル長期予測と日本の3つの未来』
- 日本経済研究センター（2014b）「生産性改善に向けた投資の効率化・リバランスー、モノへの投資を効率化し、ヒト・組織への投資をー」、『第40回中期経済予測 成長と財政再建、両立へのシナリオー日本経済の基礎体力を検証する』
- 森信茂樹（2009）「二元的所得税再考」、土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社所収
- Arnold, Jens(2008)""Do tax structures affect aggregate economic growth? empirical evidence from a panel of oecd countries",*OECD Economics Department Working Papers* No. 643
- Johansson, Åsa, Christopher Heady, Jens Arnold, Bert Brys and Laura Vartia(2008)"Tax and economic growth",*OECD Economics Department Working Papers* No.620
- Markle, Kevin S. and Douglas A. Shackelford(2011)"Cross-country comparisons of corporate income taxes",*NBER Working Paper* 16839
- Lee, Young and Roger H. Gordon(2005)"Tax structure and economic growth",*Journal of Public Economics* 89 (2005) 1027-1043

問い合わせは研究本部・猿山まで
TEL : 03-6256-7730

※本稿の無断転載を禁じます。詳細は総務・事業本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル11階
TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924